

指名停止措置について

令和8年5月14日、朝日町入札参加資格者の指名停止等の措置に関する要領に基づき、次のとおり指名停止措置を行いました。

1. 指名停止事由

富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格のPC 鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。

また、設計図書のとおり施工したとする虚偽のPC 鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月20日、富山県知事から営業停止処分（22日間）を受けた。

2. 指名停止業者及び指名停止期間

業者名	住所	指名停止期間
朝野工業株式会社	富山県魚津市本新町27番5号	令和8年5月14日(木)から 令和8年6月13日(土)まで(1ヶ月)

<朝日町入札参加資格者の指名停止等の措置に関する要領>

別表2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) (17) 富山県、新潟県及び石川県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内